

## 小金井市長期計画審議会（第1回）次第

日時 平成27年3月9日（月）午後6時から  
場所 小金井市商工会館2階 大会議室

### 【次第】

- 1 委員の委嘱
- 2 会長の互選について
- 3 第4次基本構想・後期基本計画の策定に係る諮問について
- 4 会議の運営等について
- 5 全体のスケジュール等について
- 6 現状分析結果の説明について
- 7 次回以降の開催日について
- 8 その他

### 【配布資料】

別紙配布資料一覧のとおり

小金井市長期計画審議会

配付資料一覧

	No.	資料名	備考
第1回 (3月9日)	1	小金井市長期計画審議会の運営等について(案)	【事前配布】
	1-1	小金井市長期計画審議会条例	【事前配布】
	1-2	小金井市市民参加条例、同施行規則(抜粋)	【事前配布】
	1-3	小金井市附属機関等の会議に関する傍聴要領	【事前配布】
	1-4	<u>意見・提案シート『差替版』</u>	<u>【当日配付】</u>
	2	長期計画審議会・起草委員会全体スケジュール(案)	【事前配布】
	3	審議会・起草委員会の役割(案)	【当日配付】
	4	第4次基本構想・後期基本計画(案)の庁内策定状況について	【事前配布】
	4-1	小金井市長期総合計画策定方針	【事前配布】
	5	人口推計(案)	【当日配付】
	冊子	第4次基本構想・前期基本計画	【当日配付】
	冊子	第4次基本構想・前期基本計画(概要版)	【当日配付】
	冊子	小金井州市勢要覧2013	【当日配付】
	簡易製本	平成26年度小金井市市民意向調査報告書(速報版)	【事前配布】
	参考	長期計画審議会委員名簿	【当日配付】

小金井市長期計画審議会の運営等について（案）

1 会議録作成の基本方針等

- (1) 小金井市長期計画審議会における会議録の作成は、市民参加条例施行規則第5条の規定により、①全文記録、②発言者の発言内容ごとの要点記録、③会議内容の要点記録の作成方法のうち、**（記録方法）**とする。
- (2) 会議録は、原則として次回の会議で内容の確認後、ホームページに掲載し、情報公開コーナー（第二庁舎6階）等に据え置き公開する。
- (3) 発言者名を正確に把握するため、会議での発言は会長が指名後、名前を発言してから行う。（例「〇〇です。〇〇〇については、・・・」）

2 会議の公開

小金井市長期計画審議会は、小金井市市民参加条例第6条の規定により、原則として公開する。

3 会議の傍聴

小金井市附属機関等の会議に関する傍聴要領のとおりとする。

4 「意見・提案シート」について

- (1) 「意見・提案シート」を設置 **（する・しない）**。
- (2) 設置する場合、**必ず記名を求め、正式資料として公開の対象とする。無記名であった場合は参考資料として委員のみに配布する。**提出された「意見・提案シート」は、**原文のまま**配布する。ただし、公序良俗に反する内容や個人情報に関する内容等の場合、配布しない。一部がそのような場合は墨塗りして配布する。提案内容について、**委員から審議に取り上げたいと申し出があった場合、審議の時間を設ける。**
- (3) 傍聴者からの小金井市長期計画審議会の検討内容等に対する意見は、**「意見・提案シート」**を用いて、会議開催日の1週間前の午後5時までに提出されたものは（氏名、提出日を記載していただく。）、次回会議で配付するものとする。

○小金井市長期計画審議会条例

昭和44年 5 月 9 日 条例第 6 号

改正

昭和45年 8 月 1 日 条例第24号

平成10年 9 月 25日 条例第33号

小金井市長期計画審議会条例

(設置)

**第 1 条** 小金井市長期計画を策定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の 4 第 3 項の規定に基づき、小金井市長期計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

**第 2 条** 審議会は、市長の諮問に応じ、長期計画の策定に関する必要な事項を調査および審議し、答申する。

(組織)

**第 3 条** 審議会は、委員16名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 削除
- (2) 学識経験者その他 12名以内
- (3) 教育委員会の委員 1名
- (4) 農業委員会の委員 1名
- (5) 市に勤務する職員および関係行政機関の職員 2名以内

3 委員の任期は、当該諮問にかかる答申の終了によつて満了するものとする。

(会長)

**第 4 条** 審議会に会長を置き、委員の互選によつて定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定する委員が、その職務を代理する。

(会議)

**第 5 条** 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会議公開)

**第6条** 審議会の会議は、公開とする。

(専門委員)

**第7条** 専門の事項を調査および審議するため、必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、委員のうちから会長が指名する。

(庶務)

**第8条** 審議会の庶務は、市長が定める部課において処理する。

(委任規定)

**第9条** この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

**付 則**

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

**付 則** (昭和45年8月1日条例第24号)

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

**付 則** (平成10年9月25日条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 小金井市市民参加条例（抜粋） 平成15年 6 月 26日 条例第27号

## 第 2 章 市政情報の公開

## （市の会議の公開）

第 6 条 市の会議は、原則として公開する。

- 2 公開の例外として認められる非公開の会議は、その理由を明らかにしなければならない。
- 3 非公開の会議の記録のうち、非公開とするものは、特に秘密を要すると認められるものに限る。

## （情報公開手段の拡充）

第 7 条 市は、市民との情報の共有を図るため、次に掲げる事項に配慮し、努力しなければならない。

- （1） 会議録の公開
- （2） 広報紙等の拡充
- （3） 情報公開施設の拡充
- （4） 通信等情報伝達手段の充実

## 小金井市市民参加条例施行規則（抜粋） 平成16年 3 月 4 日 規則第 6 号

改正 平成17年 2 月 18日 規則第 4 号 平成19年 3 月 30日 規則第29号  
平成19年 9 月 20日 規則第36号

## （市の会議）

第 2 条 条例第 6 条第 1 項に規定する市の会議とは、条例第 2 条第 3 号に規定する附属機関等の会議をいう。

## （非公開の会議）

第 3 条 条例第 6 条第 2 項に規定する非公開の会議とは、小金井市情報公開条例（平成14年 条例第31号。以下「情報公開条例」という。）第 5 条各号に規定する内容を議題とする会議等をいう。

## （会議録等の非公開）

第 4 条 条例第 6 条第 3 項に規定する非公開の会議の記録のうち、特に秘密を要すると認められ非公開とするものは、情報公開条例第 5 条各号に規定する内容を議題とする会議等の記録をいう。

## （会議録作成の基本方針）

第 5 条 条例第 7 条第 1 号の会議録は、あらかじめ関係附属機関等に諮った上、次に掲げる会議録の作成方法の中から、会議内容等に応じ適切な方法を選択するものとする。

- （1） 全文記録
- （2） 発言者の発言内容ごとの要点記録
- （3） 会議内容の要点記録

(会議録の記載事項)

第6条 会議録(様式)には、原則として次の事項を記載するものとする。ただし、規則、規程、細則、要綱、要領、規約等で設置根拠が定められている会議等の会議録については、第11号に定める発言内容の記載は、主な発言要旨等の記載とすることができる。

- (1) 会議の名称(附属機関等名)
- (2) 事務局(担当課)
- (3) 開催日時
- (4) 開催場所
- (5) 出席者
- (6) 傍聴の可否
- (7) 傍聴者数
- (8) 傍聴不可・一部不可の場合は、その理由
- (9) 会議次第
- (10) 会議結果
- (11) 発言内容・発言者名
- (12) 提出資料
- (13) その他必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、率直な意見の交換や意思決定の中立性の確保のために必要ときは、発言者名の記載を省略することができる。この場合において、発言者名の記載の省略の可否は、当該附属機関等の出席委員の過半数をもって決するものとする。

(会議録の公開の方法)

第7条 条例第7条第1号の会議録の公開は、情報公開コーナーに据え置く等の方法によるものとする。

## 小金井市附属機関等の会議に関する傍聴要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 号の規定に基づき法律もしくは条例の定めるところにより設置される附属機関又は市長の定める他の審査、諮問、調査等のために設置される機関（以下「附属機関等」という。）の会議の傍聴について、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の確保)

第 2 条 附属機関等の長は、会議を開催しようとするときは、傍聴席が確保できるよう努めなければならない。ただし、会議会場の広さ等により傍聴席の確保が困難な場合は、この限りでない。

(傍聴人の数)

第 3 条 附属機関等の会議の傍聴人の数は、会議会場の広さ等を考慮し、附属機関等の長が決めるものとする。

(傍聴人の手続及び決定)

第 4 条 会議を傍聴しようとする者は、附属機関等の長に申し込み、小金井市附属機関等の会議傍聴券（様式。以下「傍聴券」という。）の交付を受けなければならない。

2 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に記載された日に限り傍聴することができる。

3 傍聴人は、原則として会議開催予定時刻の 10 分前から先着順で決定する。ただし、会議開催予定時刻の 10 分前における傍聴希望者が、前条に規定する傍聴人の人数を超えるときは、くじ引きで傍聴人を決するものとする。

(傍聴券の提示)

第 5 条 傍聴人は、係員から要求があったときは、傍聴券を提示しなければならない。

(傍聴券の返還)

第 6 条 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、傍聴券を返還しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第 7 条 次の各号の一に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 凶器その他危険なものを持っている者



- (2) 酒気を帯びていると認められる者
  - (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
  - (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器を持っている者
  - (5) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められるものを持っている者
- (傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次に定める事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑いその他騒ぎたてないこと。
- (3) はち巻き、腕章、たすきの類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により、会議の長の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第10条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第11条 傍聴人がこの要領に違反するときは、会議の長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(委任)

第12条 この要領に定めるもののほか、傍聴の実施に関し必要な事項は、会議の長が別に定める。

付 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。



長期計画審議会・起草委員会 全体スケジュール(案)

	3月 上旬 中旬 下旬	4月 上旬 中旬 下旬	5月 上旬 中旬 下旬	6月 上旬 中旬 下旬	7月 上旬 中旬 下旬	8月 上旬 中旬 下旬	9月 上旬 中旬 下旬	10月 上旬 中旬 下旬	11月 上旬 中旬 下旬
審議会	第1回 第2回		第3回	第4回 懇談会	第5回	第6回 中間答申		第7回 フォーラム/ パブリック・ コメント	第8回 答申
審議内容	・計画全体構成案 ・施策体系 ・懇談会について		・全体の調整 ・懇談会に向けて	・全体の調整	・全体の調整	・中間答申に向けて		・フォーラム/パブリック・コメントに向けて	・答申に向けて
起草委員会		第1回	第2回	第3回	第4回				第5回
審議内容		・施策の現況と課題 ・施策の方向性	・取組内容 ・成果・活動指標	・取組内容 ・成果・活動指標	・最終まとめ				・答申に向けて

**審議会・起草委員会の役割(案)**

会議体	構成	ポイント
審議会	16名	公開
		報告・意見調整・決定を中心とした場
		必要な視点(全体感・客観性・平準化)
起草委員会	4グループ 各6名程度	公開
		意見を交わす・フラットな話しやすい場
		必要な視点(個別・具体性・詳細化)

**【起草委員会】について**

**●構成**

- ・環境と都市基盤、地域と経済、文化と教育、福祉と健康の4分野のグループ  
(計画の推進の分野は、審議会で検討する。)
- ・各グループは、4名は固定メンバー、他は自由参加  
(起草委員会も報酬は支払われますが、固定メンバーのみとなります。)
- ・各グループで、1名リーダー(取りまとめ役)を決定する

**●所属について**

- ・固定メンバーについては、各委員に希望を伺い、事務局で調整し第2回目審議会  
で確定
- ・固定メンバー以外は、他の部会へ自由参加可

## 第4次基本構想・後期基本計画（案）の庁内策定状況について

## 1 庁内策定体制

## (1) 長期総合計画策定本部

策定本部は、本部長（副市長）、副本部長（教育長）及び本部員（部長職者）をもって構成され、第4次基本構想・後期基本計画（案）を計画的かつ総合的に策定する。

## (2) 専門部会

専門部会は、部会長及び部会員（課長職者）をもって構成され、策定本部の指示のもと、後期基本計画（案）をまとめ、策定本部に報告する。

## (3) 長期総合計画策定研究会

研究会は、原則として、係長職及び主任職（相当職含む）で構成され、データブックの作成及び後期基本計画（案）作成を補助する。

## 2 策定状況

平成26年2月25日に長期総合計画策定本部で策定された「小金井市長期総合計画策定方針」に基づき、上記3つの庁内策定体制及び各課と調整を図りながら、後期基本計画（案）を策定しているところである。

平成26年度			
4・5・6	7・8・9	10・11・12	1・2・3
			● → 長期計画審議会 起草委員会
● → 策定本部			● →
		● → 専門部会	
	● → 研究会		
	● → 市民意向調査の実施・分析		
	● → データブックの作成		

## 小金井市長期総合計画策定方針

## 1 目的

本市は、平成23年3月、小金井市長期総合計画（第4次基本構想・前期基本計画・実施計画）を策定した。引き続き、第4次基本構想の将来像実現のため、新たな基本計画（後期基本計画）を策定する。

## 2 背景

本市は、平成23年2月、第4次小金井市基本構想を定めた。併せて、平成23年3月に市の将来像実現のための前期基本計画を策定し、市政運営の指針に据え、住民福祉の増進に努めるとともに、駅周辺再開発事業、行財政改革の推進等、最少の経費で最大の効果を上げるべく諸施策を推進してきた。

この間、本市を取り巻く社会環境は、少子高齢社会の進行、東日本大震災以降の防災意識の高まり、地方分権の更なる進展等、取り組むべき行政需要がますます増大している。特に、本市の最重要課題である可燃ごみの安定的な処理体制の確立、新庁舎等公共施設の計画的整備と有効活用、駅周辺整備等、多額の財源を必要とする重要課題が山積している。

一方、政策展開の基礎となる本市の財政基盤は、人件費比率、経常収支比率とも依然として厳しい状況であり、健全な財政運営の確保に一層取り組む必要がある。

このような状況も踏まえ、市民参画のもと全庁を挙げて、新たな基本計画（後期基本計画）を策定する。

## 3 方針

後期基本計画の策定に当たっては、第4次基本構想による本市の将来像「みどりが萌える・子どもが育つ・きずなを結ぶ 小金井市」の実現に向け、市民ニーズと時代の要請に対応した施策の方向性及び取組内容を明らかにする。

## 4 構成

(1) 長期総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画で構成する。

(2) 第4次基本構想は、次のとおりである。

① 基本構想は、策定の意義と役割、基礎指標、基本姿勢、将来像及び施策の大綱で構成する。

② 基礎指標

ア 目標年次 平成23年度を初年度として、平成32年度（西暦2020年）を目標年次とする。

イ 人口予測 目標年次における人口を概ね12万人とする。

ウ 土地利用 安全で快適な都市を目指し、様々な土地利用の方向を定める。

エ 財政予測 地方分権の進展、交付金・補助金等の削減を見据えて財政状況を予測する。

③ まちづくりの基本姿勢の設定

①市民生活優先のまちづくり、②参加と協働によるまちづくり、③総合的なまちづくり

④ 市の将来像・目標の設定

平成32年度における市の将来像を「みどりが萌える・子どもが育つ・きずなを結ぶ 小金井市」とし、将来像を実現するための目標を定める。

⑤ 施策の大綱の設定

将来像を実現するための重点政策を明らかにし、基本的な施策の内容とそれを実現するための行財政運営の方針を定める。

(3) 基本計画は、前期基本計画及び後期基本計画で構成し、基本構想を実現するための施策の大綱を具体的、体系的に明らかにするとともに、行政課題別に施策の方向と計画を可能な限り数値目標と実施年度により具体的に示した行政運営の基本的な計画とする。

① 前期基本計画（計画期間：平成23年度～平成27年度）

② 後期基本計画（計画期間：平成28年度～平成32年度）

(4) 実施計画は、3年ごとに策定するものとし、基本計画で盛り込まれた施策を具体的な事業内容と年度を明らかにしたものであり、毎年度の予算編成の指針とする。

## 5 策定方法

### (1) 庁内体制

① 小金井市長期総合計画策定本部設置要綱（平成11年7月27日制定）に基づき、長期総合計画策定のための庁内最高意思決定機関として長期総合計画策定本部を設置し、政策の重点や盛り込むべき事業等についての検証、各行政分野における計画の総合調整及び長期総合計画の策定を行う。

② 策定本部の円滑かつ効率的な運営を図るため専門部会を設置し、その下に長期総合計画策定研究会を置く。

専門部会は、策定本部の指示のもと、前期基本計画の進捗状況や課題等を踏まえた上で後期基本計画（案）をまとめ、策定本部に報告する。研究会は、データブックの作成及び後期基本計画（案）作成を補助する。

長期総合計画策定研究会の研究員は、原則として係長職又は主任職（相当職含む）の中から、各部において部長が推薦する職員とする。

### (2) 市民参画

後期基本計画の策定に当たっては、広範な市民等の意見を反映させるため、次のような機会の活用により、策定過程における市民の参画を促進するものとする。

① 小金井市長期計画審議会の設置（後期基本計画（素案）の諮問・答申）

平成26年度から小金井市長期計画審議会を設置する。

② 市民意向調査の実施（平成26年7月実施予定）

市民が市政に対して何を望み、何を期待しているかを調査し、市の将来を展望した施策を

具体化するための資料を得るため「後期基本計画策定のための市民意向調査」を実施する。

③ パブリック・コメントの実施（平成27年10月実施予定）

④ 市民懇談会の実施等

市民の意向を広く踏まえるため、市民懇談会、市民フォーラムを実施する。

## 6 策定期間

(1) 第4次基本構想は、平成23年2月、議会において議決済みである。

(2) 後期基本計画は、平成28年3月を目途に、長期計画審議会の答申を尊重し、長期総合計画策定本部において決定し、公表する。

なお、議会へは参考送付とする。

(3) 実施計画は、基本計画の策定に併せて、策定する。

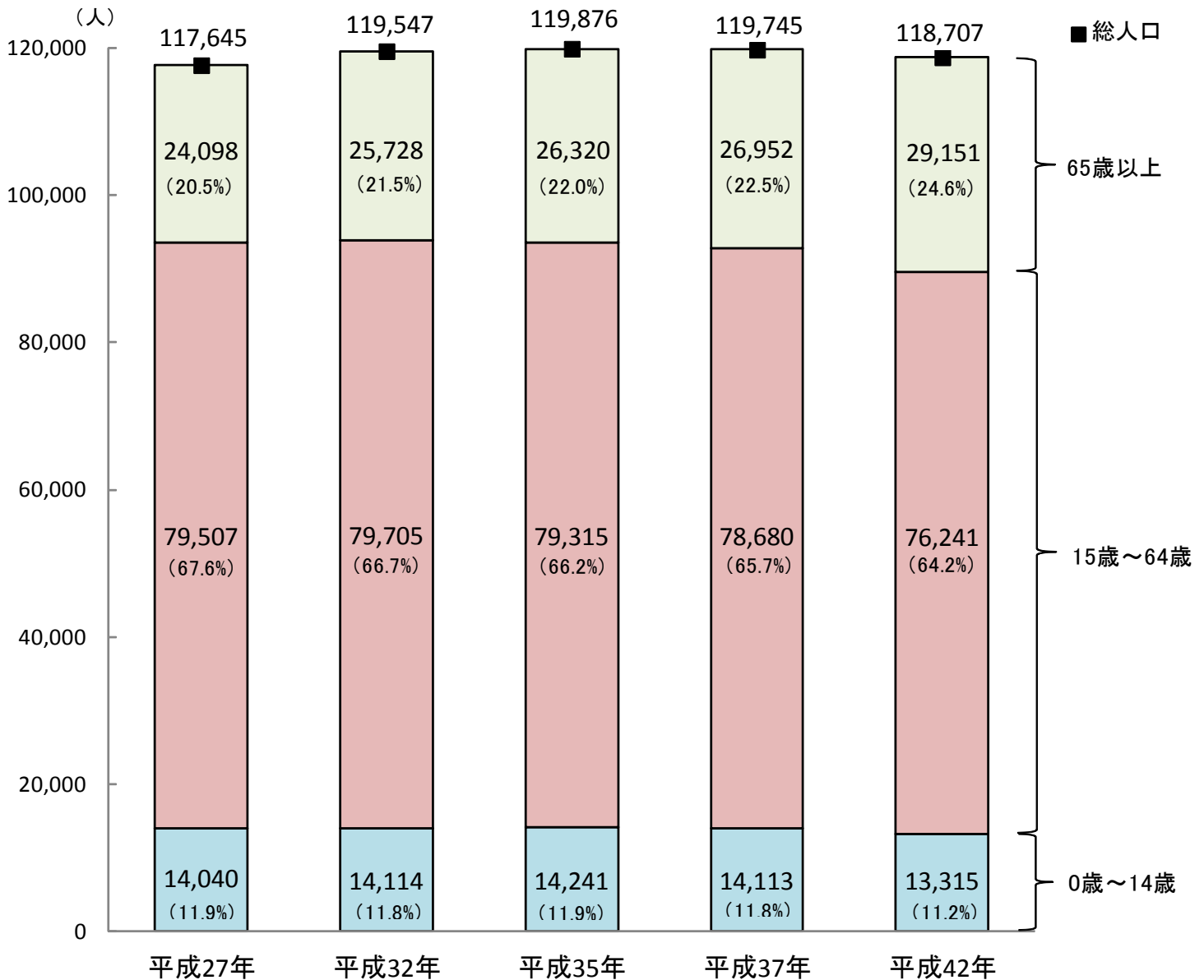
## 7 その他

この方針に定めるもののほか、長期総合計画の策定に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

(平成26年2月25日長期総合計画策定本部（第1回）で策定)



小金井市第4次基本構想・後期基本計画  
に係る人口推計（案）



<推計の前提>

- 基準日：平成26年4月1日
- 推計期間：平成27年から平成42年
- 推計手法：コーホート要因法（外国人含む）
- 出生率：平成21年度から平成24年度の出生率（小金井市実績）の平均値
- 移動率：小金井市の人口動態から算定（平成23年から平成26年まで）
- ※ 平成27年～平成37年の10年間で移動率を定率に半減（国立社会保障・人口問題研究所参考）
- ※ 再開発等特殊要因は現時点で参入していない。
- 生残率：厚生労働省平成22年都道府県別生命表の東京都の数値

小金井市長期計画審議会委員名簿  
(第4次基本構想・後期基本計画)

任期：平成27年3月9日～第4次基本構想・後期基本計画の答申終了の日まで

委員区分		氏名	備考	
2号委員	学識経験者その他	公募委員	くぼ せつのり 久保 節紀	
			たかはし まさえ 高橋 雅栄	
			なかむら ゆうこ 中村 裕子	
		公募委員 無作為抽出	おかもと あゆみ 岡本 鮎実	
			わたなべ ともこ 渡邊 智子	
		学識経験者	たけのうち かずゆき 竹之内 一幸	武蔵野大学
			てつや えつろう 鉄矢 悦朗	東京学芸大学
			わたなべ かじろう 渡邊 嘉二郎	法政大学
		関係団体の役員 又は職員	いまい けいいちろう 今井 啓一郎	公益法人小金井市商工会
			うえはら かず 上原 和	小金井市青年会議所
			しだ なおき 志田 尚紀	公益社団法人小金井市シルバー人材センター
			もとき はるこ 本木 治子	社会福祉法人小金井市社会福祉協議会
3号委員	教育委員会 の委員	ふくもと ひろかず 福元 弘和	小金井市教育委員会委員	
4号委員	農業委員会 の委員	すぎやま かおる 杉山 薫	小金井市農業委員会委員	
5号委員	市に勤務する職員 及び 関係行政機関職員	関係行政機関	たにもと としや 谷本 俊哉	東京都北多摩南部建設事務所所長
		市勤務職員	かわい おさむ 川合 修	企画財政部長

※委員区分毎五十音順